

関西・中京圏メディア情報発信事業 業務委託仕様書

1. 委託業務名

関西・中京圏メディア情報発信事業（以下「本事業」という）

2. 委託業務の目的

新幹線全線開業後、関西・中京圏からの石川県への入込が減少していることから、関西・中京圏におけるメディア関係者を対象として、本県ならではの自然や食・伝統文化といった魅力を発信することでメディア露出を高め、本県への誘客を図る。

3. 実施期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）まで

4. 事業内容

主な業務内容は下記の通りとする。

本県を取り巻く現状・課題等をふまえ、広報展開の手法のほか、情報発信における「6W2H」を明確にして、その選定理由を明示した上で、次の（1）（2）を実施すること。

（1）情報提供機会の創出

本県ならではの観光素材を、関西・中京圏に拠点があるテレビ・雑誌・WEB等のメディアにおける魅力的な情報発信につなげるため、メディアを対象とした会議の開催等、県内の自治体や観光事業者がメディアに向けて旬な情報提供や商談を行うことが出来る企画を実施すること。

- ・実施時期 令和7年6～7月（予定）
- ・実施回数 各1回（大阪市内、名古屋市内）

（2）メディアへの情報発信推進に係る継続的サポート

各メディアにおける情報発信に係る素材選定・編集作業や必要としている情報の特徴などを踏まえ、県内の自治体や観光事業者が効果的に本県素材の情報発信を行えるよう、継続的にサポートする施策を提案すること。

※このほか、受託業者の専門的な立場から、本事業目的を達成するために本県にとって有益になるとと思われる内容や手法については、本業務の費用範囲内で積極的に提案すること。

5. 業務遂行体制及び留意点

(1) 人員体制

①統括責任者の配置

本事業に精通し十分な経験と知識を有し、官民間問わず本事業と同規模のプロジェクトの受託事業の実務経験のある者を、本事業遂行上の受託事業者としての責任を負うべき統括責任者として1名配置すること。また、その者が本事業全体を統括し、本県との連絡調整の任にあたらせること。

②人員体制の変更

本事業の統括責任者は、原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職などやむを得ない事由が生じた場合は、本県の承諾の上、同等以上の担当者に変更することができるものとする。

(2) 打ち合わせ及び連絡調整

業務委託後、具体的な業務内容や進め方等について逐次県と協議するものとし、本事業の履行期間中はオンライン等により月1回程度のペースで本県と打ち合わせを行うこと。また、メディアで放送・掲載等した内容については随時情報共有を行うこと。なお、業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとする。

(3) 再委託

受託事業者は、業務工程の一部を委託することができる。委託する場合は、あらかじめ本県の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

(4) 守秘義務

受託事業者（再委託をした場合を含む。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。また、本事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、そのほか適正な管理のために必要な情報のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約終了後も同様とする。

(5) 著作権

受託事業者は、本事業（再委託をした場合を含む。）にあたっては、著作権、肖像権に配慮するとともに、関係法令等を遵守すること。なお、作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ①本事業により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、石川県に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ②本事業の成果物等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託事業者に留保されるが、石川県は、本事業の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ③受託事業者は、石川県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

（6）協議

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、本県と協議すること。

6. 実施報告書

本事業の完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。なお、効果検証のため、結果報告書には本事業によって掲載された記事等について記載すること。

7. その他

- （1）業務の遂行に当たっては、本県担当者との十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に履行すること。また、本事業の遂行に際しては、企画提案書を基に、事業内容・実施手法等の内容について、修正・調整等を行う場合があるものとする。
- （2）業務中に生じた諸事故並びに石川県及び第三者に与えた損害に対しては県担当者の指示に従い、受託事業者の責任において処理するものとする。
- （3）受託事業者は本事業の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。